

(別添)

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和3年3月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

- 1 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。平成30年6月1日施行）による農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法の一部改正により、特定信用事業電子決済等代行業を営む者及び農林中央金庫電子決済等代行業を営む者の登録制度が導入され、農林水産大臣が監督を行うこととなったことに伴い、検査対象者に追加するための改正を行う。

【該当箇所】

本文 第1の1の(18)、第2の1の(1)、(3)及び(16)

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第13条第5項に規定する事業を行う都道府県農業協同組合中央会（組織変更後連合会）に対する検査を実施するための改正を行う。

【該当箇所】

本文 第1の1の(1)

- 3 検査重点事項を検査実施要項等で定めることを明確化するとともに、毎年度、検査・監察部長が策定する検査方針に定める内容を、①基本方針、②検査の質的向上に向けた取組に関する事項、③統一検査事項、④その他必要な事項とし、検査周期を廃止するための改正を行う。

【該当箇所】

本文 第6の1の(1)及び(2)、第6の2

- 4 その他所要の改正（条ズレ、字句修正等）

II 施行時期

令和3年4月1日